

特定非営利活動法人オールしずおかベストコミュニティ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人オールしずおかベストコミュニティという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡市葵区呉服町二丁目1番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある人、その家族、それを支援する職員、企業や地域といった関係者全員を幸せにするユニバーサル社会を実現することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる種類の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 作業所経営及び授産事業の改善・活性化に関する事業
- (2) 作業所の受注拡大や販売促進、企業等との連携強化に関する事業
- (3) 作業所や企業等に対する研修、情報提供に関する事業
- (4) 農業分野と障害福祉事業所との連携に関する事業
- (5) 障害のある人の文化芸術活動に関する事業
- (6) 関係機関とのネットワーク形成に関する事業
- (7) 行政等に対する事業提案に関する事業
- (8) 無料職業紹介事業
- (9) その他この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業に協力する個人及び団体。正会員は総会における議決権を有する。

(2) 協力会員

この法人の目的に賛同する個人又は団体等。協力会員は総会における議決権を有しない。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人以上
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 5人以上
- (5) 監事 2人以上

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長及び専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2回目の事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、

後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算の決定

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会員の除名

(8) 会費の額

(9) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の変更
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 第43条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において、議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続きの開始

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章

第55条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問を置く場合は、理事長が必要な事項を別に定める。

第12章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	坂本光司
副理事長	三谷末光
副理事長	金刺幸春
理事	小出隆司
理事	越膳徹
監事	桑迫仁志
監事	三田忠男

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、初年度は徴収しないこととする。
 - (1) 正会員 年会費 個人・非営利組織10,000円 企業等30,000円
 - (2) 協力会員 年会費 一口5,000円

附 則

変更後の定款は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成24年10月3日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成26年10月8日から施行する。

附 則

変更後の定款は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

変更後の定款は、令和 年 月 日から施行する。

令和 7 年度事業計画について

【1】 令和 7 年度業務運営にあたって

本年 1 月に出された令和 7 年度政府経済見通しでは、「総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き、民間需要主導の経済成長となることが期待される。令和 7 年度の GDP 成長率は実質で 1.2%程度、名目で 2.7%程度、消費者物価指数（総合）は 2.0%程度の上昇率となると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には十分注意する必要がある。」とされていました。

実施には、このただし書きのとおり、4 月 2 日のトランプ大統領による相互関税政策が発表されて以降、日本株価は急落し、自動車、電子機器など対米輸出企業における収益性の低下が懸念されるとともに、中長期的には、日本経済全体への影響が出てくるとみられています。このため、消費税の一時的な引き下げや撤廃が国内需要の下支え策として検討されているという報道もされています。

こうした不確実な経済情勢の中、創立 15 年となりました当法人としては、「地域における障害のある人の自立と社会参加の促進」のため、障害福祉事業所における工賃向上支援、障害のある人の就労支援及び文化芸術活動支援の 3 つの分野で引き続き活動してまいります。

特に、静岡県が令和 7 年 3 月に改訂した静岡県工賃向上計画に定める県目標平均工賃月額（令和 8 年度）25,000 円の達成に寄与すべく、県からの新規委託事業の獲得に努めるとともに、県、市町等からの官公需の一層の拡大、共同受注窓口としての受注業務の拡大に積極的に取り組んでまいります。

静岡県からは、健康福祉部所管「障害者働く幸せ創出センター運営事業」を始めとする 12 事業・72,675 千円、経済産業部所管「障害者活躍推進事業」を始めとする 4 事業・93,095 千円、スポーツ・文化観光部所管「静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業」・15,430 千円の合計 17 事業・181,200 千円を受託する見込みとなっており、前年度当初予算計上時と比較し、2 事業・28,482 千円の増加見込となっています。

具体的な、実施事業は、後掲「令和 7 年度委託等事業費一覧」のとおりです。

【2】 通常総会

通常総会	日時	令和 7 年 6 月 27 日（金）15:30～16:30
	場所	障害者働く幸せ創出センター 会議室

【3】理事会・監査会

第1回	令和7年5月23日(金)	10:00~12:00	B会議室
総会・(第2回)	令和7年6月27日(金)	15:30~16:30	AB会議室
第3回	令和7年8月22日(金)	15:00~17:00	B会議室
第4回	令和7年10月24日(金)	10:00~12:00	B会議室
第5回	令和8年1月30日(金)	15:00~17:00	AB会議室
第6回	令和8年3月27日(金)	10:00~12:00	B会議室
監査会	令和8年5月18日(月)	10:30~12:00	A会議室

【4】令和7年度委託等事業費一覧

単位（円）

年度	令和7年度	
県部局等名	委託事業名	当初予算額
健康福祉部	障害者働く幸せ創出センター運営	27,836,000
	障害者働く幸せ創出センター広報事業等（新規）	2,003,000
	農福連携ワンストップ窓口運営	6,900,000
	農福連携による工賃向上支援事業	15,702,000
	令和7年度一人一品運動協力隊等	1,300,000
	令和7年度ふじのくに福産品ブランド認定製品販売促進支援等	1,300,000
	令和7年度ヘルプマーク推進事業	1,834,000
	令和7年度障害者週間啓発キャンペーン運営	800,000
	令和7年度障害福祉事業所における生産性向上支援事業	4,000,000
	令和7年度共同生産体制構築事業（新規）	4,000,000
	令和7年度工賃向上会計処理支援事業（新規）	5,000,000
	静岡こども救急電話相談等啓発資材作成・発送	2,000,000
経済産業部	令和7年度障害者活躍推進事業	83,446,963
	令和7年度障害者就労相談員設置事業	4,368,529
	令和7年度農福連携ワンストップ窓口運営事業	2,280,000
	令和7年度農福連携技術支援者派遣	3,000,000
スポーツ・文化観光部	令和7年度静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業	15,430,000
県計 a		181,200,492
静岡市 b	授産製品販売事業（テルベ）	4,647,000
静岡県共同募金会 c	こども食堂誕生日会・福産品応援事業	8,000,000
合計 (a+b+c)		193,847,492

1) 県委託事業 (健康福祉部)

①障害者働く幸せ創出センター運営	事業費	27,836 千円
------------------	-----	-----------

ア) 企業と地域の連携の創出

- ・ふじのくに福産品購入、業務受発注に向けた企業への提案
- ・障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）と企業の協働イベント開催
- ・企業と事業所との連携コーディネート

イ) 地域拠点 (沼津・浜松) 及び常設店舗 (とも静岡店・とも沼津店) の運営・マネジメント

常設店舗の運営及びマネジメントによる、事業所やふじのくに福産品等の広報及び情報発信。
地区センター長を東部、中部及び西部に各1名配置。

ウ) 共同受注窓口・官公需促進に関する業務

- ・受発注対応（トイレットペーパー、石鹸、額縁等の福産品、清掃、除草、封筒印刷などの下請け業務）
- ・官公庁・企業等に対し、発注拡大に向けた提案
- ・事業所の業務や物品に関する情報発信
- ・官公庁や企業等からの大量発注を事業所が共同処理（共同製造・共同作業）する体制の構築

エ) 障害のある人の「働くこと」に関する相談体制の確立

事業所、企業等、障害のある人本人等からの障害のある人の働くことに関する総合相談の実施（企業や相談者のプライバシーに関する相談に対応するため、相談室を設置する。）

オ) センター、地域拠点及び常設店舗の管理

- ・ふじのくに福産品等展示コーナーの運営
- ・情報コーナーの運営
- ・交流・イベントスペース・会議・研修スペースの運営

カ) その他

- ・本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図る
- ・他事業、団体等との連携

②障害者働く幸せ創出センター広報事業等	事業費	2,003 千円
---------------------	-----	----------

ア) 障害者働く幸せ創出センターの活動内容の情報発信

- ・センターの活動について、新聞等各種メディアへ情報発信
- ・事業所の活動やふじのくに福産品に関する情報発信
- ・リーフレット等を活用したセンター活動の情報発信
- ・販売会等の広報について、チラシ配布や各種メディアへ情報提供
- ・センター内の展示コーナーにパンフレットや福産品を配架
- ・市町や地域の企業等と連携し、発注拡大に向けた情報発信

イ) 常設店舗（静岡店）の管理運営

- ・とも静岡店の管理運営と地域への情報発信

③農福連携ワンストップ窓口運営	事業費	6,900 千円
-----------------	-----	----------

ア) 農家等と事業所等とのマッチング支援

- ・農福連携に係る相談窓口業務

- ・求職情報の収集と掘り起こし
- ・障害者や事業所等の求職情報に対するマッチング支援
- ・ホームページの運営
- ・マッチングコーディネーターを2名配置。

④農福連携による工賃向上支援事業	事業費	15,702 千円
------------------	-----	-----------

ア) 農業技術向上支援

- ・農業技術等向上研修（実践型研修）
農業の基礎、仕組み、農業技術の向上や6次産業化に資する参加者が操作や作業等を実践できる内容の研修を実施
- ・個別技術支援実習
対象事業所あるいは農場等において、対象事業所が専門講師から農業技術に関する指導や助言等を受けながら農業技術に学ぶ実習を実地
- ・通年技術支援実習
対象事業所あるいは農場等において、対象事業所が専門講師から農業技術に関する指導や助言等を受けながら、作付けから収穫まで通年を想定して農業技術を学ぶ実習を実地

イ) ふじのくに福産品の6次産業化支援及び販売支援

- ・農福連携マルシェの開催（静岡県庁周辺及び県内各地）
- ・製品改良支援（6次産業化に取り組む事業所に専門家を派遣し、指導、助言等を実施、加工販売に係る支援を実施）

⑤令和7年度一人一品運動協力隊等	事業費	1,300 千円
------------------	-----	----------

ア) 一人一品運動協力隊

- ・県庁職員及び民間企業等職員を対象とした事業所が製造する商品の注文販売の実施

イ) 販売促進フェア

- ・県庁内ふじのくに福産品販売促進フェアの開催

⑥令和7年度ふじのくに福産品ブランド認定製品販売促進支援等	事業費	1,300 千円
-------------------------------	-----	----------

ア) 福産品のブランド化推進のためのパンフレット等の作成等

⑦令和7年度ヘルプマーク推進事業	事業費	1,834 千円
------------------	-----	----------

ア) ヘルプマーク周知啓発出前講座の実施

イ) ヘルプマークの購入

⑧令和7年度障害者週間啓発キャンペーン運営	事業費	800 千円
-----------------------	-----	--------

ア) 12月の障害者週間における作品展示及び啓発品の設置

⑨令和7年度障害福祉事業所における生産性向上支援事業	事業費	4,000 千円
----------------------------	-----	----------

ア) 事業所の生産性向上に向けた外部専門家等による研修の実施

⑩令和7年度共同生産体制構築促進事業	事業費	4,000 千円
--------------------	-----	----------

ア) 複数の事業所で共通の商品を製造する「共同生産体制」構築に向けた支援

⑪令和 7 年度工賃向上会計処理支援事業	事業費	5,000 千円
----------------------	-----	----------

- ア) 適切な会計処理のための相談窓口の設置
- イ) 会計基準に基づく会計処理研修の実施
- ウ) 会計処理のための個別相談の実施

⑫静岡こども救急電話相談等啓発資材作成・発送	事業費	2,000 千円
------------------------	-----	----------

- ア) こども救急電話相談に係る啓発資材の作成及び発送

2) 県委託事業 (経済産業部)

①令和 7 年度障害者活躍推進事業	事業費	83,446 千円
-------------------	-----	-----------

- ア) 「障害者活躍推進雇用サポーター (統括 1 人を含め 19 人)」を県内 8 つの福祉圏域に配置し、公共職業安定所及び就労支援機関と連携した障害のある方の雇用促進並びに雇用後の活躍及び定着を見据えた支援を実施
 - ・ 企業訪問し、障害者雇用の理解促進と求人の開拓や雇用実現のための必要な支援を実施
 - ・ 個々の企業の実情を把握、課題を分析し、職務の選定 (切り出し)、受け入れ体制整備等に必要な支援を実施
 - ・ 求人開拓情報の活用と「雇用促進・活躍推進」に向けたマッチング支援を実施
 - ・ 公共職業安定所及び障害者・生活支援センター (「なかぼつ」という。)等の就労支援機関との連携による支援を実施
 - ・ 障害のある人が就職した企業等への定着支援のためのフォローアップを実施
 - ・ 農福連携コーディネーターからの農業分野における一般就労の支援依頼に対し、公共職業安定所と連携し、雇用に向けた働き掛けや支援を実施
 - ・ 法定雇用率未達成企業等のよりきめ細かな支援が必要な企業に対して、必要に応じて、公共職業安定所、なかぼつと連携したチームによる支援 (企業向けチーム支援) を実施
 - ・ 障害者雇用・活躍推進セミナー及び見学会、企業内ジョブコーチスキルアップ研修の開催支援を実施
 - ・ 静岡県障害者就労応援団登録制度の周知等を実施

イ) 成果目標 ①新規雇用の確認 665 人以上

- ②雇用サポーターが支援し新規雇用された障害のある人の半年後職場定着率
身体障害者 80%以上、知的障害者 85%以上、精神障害者 70%以上

③企業向けチーム支援 100 社以上

- ウ) はじめての障害者雇用セミナーを 1 回開催 (会場及びオンライン)
- エ) 障害者雇用・活躍推進セミナー・見学会を東中西各 1 回 計 3 回開催
- オ) 企業内ジョブコーチスキルアップ研修を東中西各 1 回 計 3 回開催
- カ) アドバイザー派遣 (精神保健福祉士、テレワークアドバイザー) 年間 65 回
- キ) 就労実証事業 (特定短時間、分身ロボット) 各 1 事例
- ク) テレワークを活用した雇用促進・活躍支援
 - ①オフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現 2 社
 - ②バーチャルオフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現 2 社
- ケ) 障害者活躍推進のための雇用ガイドブック・事例集の作成 5,000 部以上印刷。

②令和7年度障害者就労相談員設置事業	事業費	4,368 千円
--------------------	-----	----------

ア) 相談員1名を配置し、障害者働く幸せ創出センターを拠点に障害者の就労に関する相談窓口を設置

イ) 障害福祉事業所、企業、障害者及び家族からの相談対応

ウ) 障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により支援

③令和7年度農福連携ワンストップ窓口運営事業	事業費	2,280 千円
------------------------	-----	----------

ア) 農業者等の相談窓口業務

イ) 農業者の求人情報の収集と掘り起こし

ウ) 農業者の求人情報に対するマッチング支援

エ) コーディネーターの活動（農業者に係る相談、情報収集、マッチング支援等業務 115 日以上）

④令和7年度農福連携技術支援者派遣	事業費	3,000 千円
-------------------	-----	----------

ア) 農業現場における障害者就労に関するアドバイスを行う農業技術支援者を派遣

3) 県委託事業（スポーツ・文化観光部）

①令和7年度静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業	事業費	15,430 千円
------------------------------	-----	-----------

ア) 静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営

- ・ 支援コーディネーター3名（東部、中部及び西部）及びアートディレクター1名を配置
- ・ 相談支援（関係機関及び専門家の紹介、専門的見地からのアドバイス実施）
- ・ 支援人材の育成（研修及び現場体験プログラム等の提供）
- ・ 関係者のネットワークづくり（協力委員会等の開催）
- ・ 文化芸術活動への参加機会の確保（ワークショップ・オープンアトリエの開催）
- ・ 情報収集・発信（展示会や公演等イベント情報等、ファインダーの更新管理、ブロックセンターとの連携）
- ・ 障害者芸術応援隊（隊員の選定と派遣）
- ・ みらーと協力隊（協力隊の登録、みらーと事業への協力依頼、福祉施設との連携による運営強化）
- ・ 関係事業等との連携（全国障害者芸術・文化祭、ふじのくに芸術祭、アーツカウンシルしずおかとの連携・協力）
- ・ 事業評価

4) 静岡市補助金事業

①授産製品販売事業	事業費	4,647 千円
-----------	-----	----------

ア) 静岡市駿河区のイトーヨーカドー静岡店内(1F)「福祉ショップテルベ」の運営、パート6名で対応

5) 静岡県共同募金会助成金事業

①子ども食堂誕生日会・福産品応援事業	事業費	6,000 千円
--------------------	-----	----------

ア) 県内の子ども食堂に、障害福祉事業所で製作した誕生日ケーキを 1,000 セット配送

②子ども食堂誕生日会・福産品応援事業	事業費	2,000 千円
--------------------	-----	----------

ア) 県内の子ども食堂に、障害福祉事業所で栽培している野菜を配送

【5】自主事業

1) 会員増強

- ・新規会員の確保及び既存会員へのフォローに努める。

会員数 令和6年度末 405 会員

令和7年度目標 410 会員

2) 自主研修事業

- ・研修情報部会を中心に、年間を通じて福祉事業所向け実践的な研修を開催

5 月 商品の写真の撮り方講座

3) 企業 CSR 支援

- ・企業が CSR 活動として行う取組について、福祉事業所のニーズとのマッチングを支援

4) 物品販売

- ・ふじっぴー関連グッズの販売

売上額 令和6年度実績 840 千円

令和7年度目標 1,000 千円

5) カフェ就労の開催

- ・就労する障害のある人同士の交流の機会を提供 年1回開催

6) 部会の運営

- ・就労支援部会

障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉サービス事業所、障害者雇用を推進する企業等の責任者等を委員とし、障害者活躍推進事業など当法人が実施する障害者就労支援への助言・提言等いただく部会を年5回実施

- ・研修情報部会

自主研修事業の企画・運営を実施

令和 8 年度事業計画（案）について

【1】 令和 8 年度業務運営にあたって

不確実な経済情勢の中、創立 16 年となりました当法人としては、「地域における障害のある人の自立と社会参加の促進」のため、障害福祉事業所における工賃向上支援、障害のある人の就労支援及び文化芸術活動支援の 3 つの分野で引き続き活動してまいります。

特に、静岡県が令和 7 年 3 月に改訂した静岡県工賃向上計画に定める県目標平均工賃月額（令和 8 年度）25,000 円の達成に寄与すべく、県からの新規委託事業の獲得に努めるとともに、県、市町等からの官公需の一層の拡大、共同受注窓口としての受注業務の拡大に積極的に取り組んでまいります。

静岡県からは、健康福祉部所管「障害者働く幸せ創出センター運営事業」を始めとする 12 事業・73,000 千円、経済産業部所管「障害者活躍推進事業」を始めとする 4 事業・93,000 千円、スポーツ・文化観光部所管「静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業」・15,000 千円の合計 17 事業・181,000 千円を受託することを見込み事業を実施してまいります。

具体的な、実施事業は、後掲「令和 8 年度委託等事業費一覧」のとおりです。

【2】 通常総会

通常総会	日時	令和 8 年 6 月 26 日（金）15:30～16:30
	場所	障害者働く幸せ創出センター 会議室

【3】理事会・監査会

第1回	令和8年5月22日（金）	10:00～12:00	B会議室
総会・（第2回）	令和8年6月26日（金）	15:30～16:30	AB会議室
第3回	令和8年8月21日（金）	15:00～17:00	B会議室
第4回	令和8年10月23日（金）	10:00～12:00	B会議室
第5回	令和9年1月29日（金）	15:00～17:00	AB会議室
第6回	令和9年3月26日（金）	10:00～12:00	B会議室
監査会	令和9年5月17日（月）	10:30～12:00	A会議室

【4】 令和8年度委託等事業費一覧

単位（円）

年度	令和8年度	
県部局等名	委託事業名	当初予算額
健康福祉部	障害者働く幸せ創出センター運営	28,528,000
	障害者働く幸せ創出センター広報事業等（新規）	2,000,000
	農福連携ワンストップ窓口運営	6,900,000
	農福連携による工賃向上支援事業	15,692,000
	令和8年度一人一品運動協力隊等	1,300,000
	令和8年度ふじのくに福産品ブランド認定製品販売促進支援等	1,300,000
	令和8年度ヘルプマーク推進事業	1,900,000
	令和8年度障害者週間啓発キャンペーン運営	800,000
	令和8年度障害福祉事業所における生産性向上支援事業	4,000,000
	令和8年度共同生産体制構築事業（新規）	4,000,000
	令和8年度工賃向上会計処理支援事業（新規）	5,000,000
	静岡こども救急電話相談等啓発資材作成・発送	2,000,000
経済産業部	令和8年度障害者活躍推進事業	83,000,000
	令和8年度障害者就労相談員設置事業	4,300,000
	令和8年度農福連携ワンストップ窓口運営事業	2,280,000
	令和8年度農福連携技術支援者派遣	3,000,000
スポーツ・文化観光部	令和8年度静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業	15,000,000
県計 a		181,000,000
静岡市 b	授産製品販売事業（テルベ）	4,647,000
静岡県共同募金会 c	こども食堂誕生日会・福産品応援事業	8,000,000
合計 (a+b+c)		193,647,000

【4】令和8年度委託等事業費一覧

1) 県委託事業 (健康福祉部)

①障害者働く幸せ創出センター運営	事業費	28,528 千円
------------------	-----	-----------

ア) 企業と地域の連携の創出

- ・ふじのくに福産品購入、業務受発注に向けた企業への提案
- ・障害福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）と企業の協働イベント開催
- ・企業と事業所との連携コーディネート

イ) 地域拠点 (沼津・浜松) 及び常設店舗 (とも静岡店・とも沼津店) の運営・マネジメント

常設店舗の運営及びマネジメントによる、事業所やふじのくに福産品等の広報及び情報発信。
地区センター長を東部、中部及び西部に各1名配置。

ウ) 共同受注窓口・官公需促進に関する業務

- ・受発注対応（トイレットペーパー、石鹸、額縁等の福産品、清掃、除草、封筒印刷などの下請け業務）
- ・官公庁・企業等に対し、発注拡大に向けた提案
- ・事業所の業務や物品に関する情報発信
- ・官公庁や企業等からの大量発注を事業所が共同処理（共同製造・共同作業）する体制の構築

エ) 障害のある人の「働くこと」に関する相談体制の確立

事業所、企業等、障害のある人本人等からの障害のある人の働くことに関する総合相談の実施（企業や相談者のプライバシーに関する相談に対応するため、相談室を設置する。）

オ) センター、地域拠点及び常設店舗の管理

- ・ふじのくに福産品等展示コーナーの運営
- ・情報コーナーの運営
- ・交流・イベントスペース・会議・研修スペースの運営

カ) その他

- ・本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図る
- ・他事業、団体等との連携

②障害者働く幸せ創出センター広報事業等	事業費	2,000 千円
---------------------	-----	----------

ア) 障害者働く幸せ創出センターの活動内容の情報発信

- ・センターの活動について、新聞等各種メディアへ情報発信
- ・事業所の活動やふじのくに福産品に関する情報発信
- ・リーフレット等を活用したセンター活動の情報発信
- ・販売会等の広報について、チラシ配布や各種メディアへ情報提供
- ・センター内の展示コーナーにパンフレットや福産品を配架
- ・市町や地域の企業等と連携し、発注拡大に向けた情報発信

イ) 常設店舗（静岡店）の管理運営

- ・とも静岡店の管理運営と地域への情報発信

③農福連携ワンストップ窓口運営	事業費	6,900 千円
-----------------	-----	----------

ア) 農家等と事業所等とのマッチング支援

- ・農福連携に係る相談窓口業務
- ・求職情報の収集と掘り起こし
- ・障害者や事業所等の求職情報に対するマッチング支援
- ・ホームページの運営
- ・マッチングコーディネーターを2名配置。

④農福連携による工賃向上支援事業	事業費	15,692 千円
------------------	-----	-----------

ア) 農業技術向上支援

- ・農業技術等向上研修（実践型研修）
農業の基礎、仕組み、農業技術の向上や6次産業化に資する参加者が操作や作業等を実践できる内容の研修を実施
- ・個別技術支援実習
対象事業所あるいは農場等において、対象事業所が専門講師から農業技術に関する指導や助言等を受けながら農業技術に学ぶ実習を実地
- ・通年技術支援実習
対象事業所あるいは農場等において、対象事業所が専門講師から農業技術に関する指導や助言等を受けながら、作付けから収穫まで通年を想定して農業技術を学ぶ実習を実地

イ) ふじのくに福産品の6次産業化支援及び販売支援

- ・農福連携マルシェの開催（静岡県庁周辺及び県内各地）
- ・製品改良支援（6次産業化に取り組む事業所に専門家を派遣し、指導、助言等を実施、加工販売に係る支援を実施）

⑤令和8年度一人一品運動協力隊等	事業費	1,300 千円
------------------	-----	----------

ア) 一人一品運動協力隊

- ・県庁職員及び民間企業等職員を対象とした事業所が製造する商品の注文販売の実施

イ) 販売促進フェア

- ・県庁内ふじのくに福産品販売促進フェアの開催

⑥令和8年度ふじのくに福産品ブランド認定製品販売促進支援等	事業費	1,300 千円
-------------------------------	-----	----------

ア) 福産品のブランド化推進のためのパンフレット等の作成等

⑦令和8年度ヘルプマーク推進事業	事業費	1,900 千円
------------------	-----	----------

ア) ヘルプマーク周知啓発出前講座の実施

イ) ヘルプマークの購入

⑧令和8年度障害者週間啓発キャンペーン運営	事業費	800 千円
-----------------------	-----	--------

ア) 12月の障害者週間における作品展示及び啓発品の設置

⑨令和8年度障害福祉事業所における生産性向上支援事業	事業費	4,000 千円
----------------------------	-----	----------

ア) 事業所の生産性向上に向けた外部専門家等による研修の実施

⑩令和 8 年度共同生産体制構築促進事業	事業費	4,000 千円
----------------------	-----	----------

ア) 複数の事業所で共通の商品を製造する「共同生産体制」構築に向けた支援

⑪令和 8 年度工賃向上会計処理支援事業	事業費	5,000 千円
----------------------	-----	----------

ア) 適切な会計処理のための相談窓口の設置

イ) 会計基準に基づく会計処理研修の実施

ウ) 会計処理のための個別相談の実施

⑫静岡こども救急電話相談等啓発資材作成・発送	事業費	2,000 千円
------------------------	-----	----------

ア) こども救急電話相談に係る啓発資材の作成及び発送

2) 県委託事業 (経済産業部)

①令和 8 年度障害者活躍推進事業	事業費	83,000 千円
-------------------	-----	-----------

ア) 「障害者活躍推進雇用サポーター (統括 1 人を含め 19 人)」を県内 8 つの福祉圏域に配置し、公共職業安定所及び就労支援機関と連携した障害のある方の雇用促進並びに雇用後の活躍及び定着を見据えた支援を実施

- ・企業訪問し、障害者雇用の理解促進と求人の開拓や雇用実現のための必要な支援を実施
- ・個々の企業の実情を把握、課題を分析し、職務の選定 (切り出し)、受け入れ体制整備等に必要な支援を実施
- ・求人開拓情報の活用と「雇用促進・活躍推進」に向けたマッチング支援を実施
- ・公共職業安定所及び障害者・生活支援センター (「なかぼつ」という。) 等の就労支援機関との連携による支援を実施
- ・障害のある人が就職した企業等への定着支援のためのフォローアップを実施
- ・農福連携コーディネーターからの農業分野における一般就労の支援依頼に対し、公共職業安定所と連携し、雇用に向けた働き掛けや支援を実施
- ・法定雇用率未達成企業等のよりきめ細かな支援が必要な企業に対して、必要に応じて、公共職業安定所、なかぼつと連携したチームによる支援 (企業向けチーム支援) を実施
- ・障害者雇用・活躍推進セミナー及び見学会、企業内ジョブコーチスキルアップ研修の開催支援を実施
- ・静岡県障害者就労応援団登録制度の周知等を実施

イ) 成果目標 ①新規雇用の確認 665 人以上

②雇用サポーターが支援し新規雇用された障害のある人の半年後職場定着率
身体障害者 80%以上、知的障害者 85%以上、精神障害者 70%以上

③企業向けチーム支援 100 社以上

ウ) はじめての障害者雇用セミナーを 1 回開催 (会場及びオンライン)

エ) 障害者雇用・活躍推進セミナー・見学会を東中西各 1 回 計 3 回開催

オ) 企業内ジョブコーチスキルアップ研修を東中西各 1 回 計 3 回開催

カ) アドバイザー派遣 (精神保健福祉士、テレワークアドバイザー) 年間 65 回

キ) 就労実証事業 (特定短時間、分身ロボット) 各 1 事例

ク) テレワークを活用した雇用促進・活躍支援

①オフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現 2 社

- ②バーチャルオフィス活用支援による、在宅でのテレワーク実現 2社
 ケ) 障害者活躍推進のための雇用ガイドブック・事例集の作成 5,000部以上印刷。

②令和8年度障害者就労相談員設置事業	事業費	4,368千円
--------------------	-----	---------

- ア) 相談員1名を配置し、障害者働く幸せ創出センターを拠点に障害者の就労に関する相談窓口を設置
 イ) 障害福祉事業所、企業、障害者及び家族からの相談対応
 ウ) 障害者就業・生活支援センター等関係機関との連携により支援

③令和8年度農福連携ワンストップ窓口運営事業	事業費	2,280千円
------------------------	-----	---------

- ア) 農業者等の相談窓口業務
 イ) 農業者の求人情報の収集と掘り起こし
 ウ) 農業者の求人情報に対するマッチング支援
 エ) コーディネーターの活動（農業者に係る相談、情報収集、マッチング支援等業務 115日以上）

④令和8年度農福連携技術支援者派者派遣	事業費	3,000千円
---------------------	-----	---------

- ア) 農業現場における障害者就労に関するアドバイスを行う農業技術支援者を派遣

3) 県委託事業（スポーツ・文化観光部）

①令和8年度静岡県障害者文化芸術活動支援センター運営事業	事業費	15,000千円
------------------------------	-----	----------

- ア) 静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」の運営
- ・ 支援コーディネーター3名（東部、中部及び西部）及びアートディレクター1名を配置
 - ・ 相談支援（関係機関及び専門家の紹介、専門的見地からのアドバイス実施）
 - ・ 支援人材の育成（研修及び現場体験プログラム等の提供）
 - ・ 関係者のネットワークづくり（協力委員会等の開催）
 - ・ 文化芸術活動への参加機会の確保（ワークショップ・オープンアトリエの開催）
 - ・ 情報収集・発信（展示会や公演等イベント情報等、ファインダーの更新管理、ブロックセンターとの連携）
 - ・ 障害者芸術応援隊（隊員の選定と派遣）
 - ・ みらーと協力隊（協力隊の登録、みらーと事業への協力依頼、福祉施設との連携による運営強化）
 - ・ 関係事業等との連携（全国障害者芸術・文化祭、ふじのくに芸術祭、アーツカウンシルしずおかとの連携・協力）
 - ・ 事業評価

4) 静岡市補助金事業

①授産製品販売事業	事業費	4,647 千円
-----------	-----	----------

ア) 静岡市駿河区のイトーヨーカドー静岡店内(1F)「福祉ショップテルベ」の運営、パート6名で対応

5) 静岡県共同募金会助成金事業

①子ども食堂誕生日会・福産品応援事業	事業費	6,000 千円
--------------------	-----	----------

ア) 県内の子ども食堂に、障害福祉事業所で製作した誕生日ケーキを1,000セット配送

②子ども食堂誕生日会・福産品応援事業	事業費	2,000 千円
--------------------	-----	----------

ア) 県内の子ども食堂に、障害福祉事業所で栽培している野菜を配送

【5】自主事業

1) 会員増強

- ・新規会員の確保及び既存会員へのフォローに努める。

会員数 令和7年度末見込み 390 会員

令和8年度目標 400 会員

2) 自主研修事業

- ・研修情報部会を中心に、年間を通じて福祉事業所向け実践的な研修を開催

3) 企業 CSR 支援

- ・企業がCSR活動として行う取組について、福祉事業所のニーズとのマッチングを支援

4) 物品販売

- ・ふじっぴー関連グッズの販売

売上額 令和7年度実績見込み 1,000 千円

令和8年度目標 1,000 千円

5) カフェ就労の開催

- ・就労する障害のある人同士の交流の機会を提供 年1回開催

6) 部会の運営

- ・就労支援部会

障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、福祉サービス事業所、障害者雇用を推進する企業等の責任者等を委員とし、障害者活躍推進事業など当法人が実施する障害者就労支援への助言・提言等いただく部会を年5回実施

- ・研修情報部会

自主研修事業の企画・運営を実施

特定非営利活動法人オールしずおかベストコミュニティ 特定非営利活動事業会計 活動計算書

(単位：円)

	科目	令和7年度予算	令和8年度予算
特 定 非 営 利 活 動 事 業 の 部	受取会費・入会費	4,460,000	4,460,000
	正会員会費	2,360,000	2,360,000
	正（企業）会員会費	1,140,000	1,140,000
	協力会員会費	960,000	960,000
	事業収益	259,647,000	259,447,000
	委託事業収益	181,200,000	181,000,000
	授産販売事業収益	77,647,000	77,647,000
	授産委託事業収益	800,000	800,000
	助成金等収益	8,000,000	8,000,000
	共同募金助成金収益	8,000,000	8,000,000
	受取寄付金	200,000	200,000
	受取寄付金	200,000	200,000
	雑収入	150,000	150,000
	受取利息	0	0
	雑収益	150,000	150,000
	特定非営利活動事業収益計①	272,457,000	272,257,000
営 利 活 動 事 業 の 部	事業費	269,399,000	269,201,000
	支払報酬	832,000	831,000
	給料手当	118,033,000	117,946,000
	法定福利費	15,392,000	15,381,000
	福利厚生費	226,000	226,000
	会議費	328,000	328,000
	広告宣伝費	299,000	299,000
	旅費交通費	7,977,000	7,971,000
	通信運搬費	3,105,000	3,103,000
	消耗品費	11,874,000	11,865,000
	接待交際費	17,000	17,000
	修繕費	1,011,000	1,010,000
	新聞図書費	235,000	235,000
	印刷製本費	2,477,000	2,475,000
	燃料費	623,000	623,000
	光熱水料費	1,681,000	1,680,000
	賃借料	6,190,000	6,185,000
	保険料	152,000	152,000
	諸謝金	8,253,000	8,247,000
	租税公課	13,045,000	13,035,000
	委託費	344,000	344,000
	支払手数料	2,523,000	2,521,000
	授産品費	73,858,000	73,805,000
	雑費	924,000	922,000
	減価償却費	76,000	76,000
	減価償却費	76,000	76,000
	管理費	2,757,000	2,755,000
	支払報酬	16,000	16,000
	福利厚生費	61,000	61,000
	会議費	9,000	9,000
	広告宣伝費	29,000	29,000
	旅費交通費	346,000	346,000
	通信運搬費	300,000	300,000
	消耗品費	271,000	271,000
	接待交際費	141,000	141,000
	新聞図書費	54,000	54,000
	印刷製本費	189,000	189,000
	燃料費	0	0
	光熱水料費	235,000	235,000
	賃借料	0	0
	保険料	34,000	34,000
	諸謝金	566,000	566,000
	租税公課	154,000	154,000
	支払手数料	102,000	102,000
	雑費	250,000	248,000
	減価償却費	225,000	225,000
	減価償却費	225,000	225,000
	特定非営利活動事業費計②	272,457,000	272,257,000
	特定非営利活動事業差額③＝①－②	0	0

科目		令和7年度予算	令和7年度予算
	経理区分間繰入金	0	0
	経理区分間繰入金	0	0
	事業活動外収益計④	0	0
	経理区分間繰出金	0	0
	経理区分間繰出金	0	0
	事業活動外費用計⑤	0	0
事業外活動外差額⑥＝④－⑤		0	0
経常活動差額⑦＝③＋⑥		0	0
特別損益の部	収益		
	固定資産売却収益	0	0
	その他の特別収益	0	0
	事業運営安定引当金戻入益	0	0
	特別収益計⑧	0	0
	費用		
	固定資産売却原価・処分原価	0	0
	その他の特別損失	0	0
	特別損失計⑨	0	0
特別損益差額⑩＝⑧－⑨		0	0
当期活動差額⑪＝⑦＋⑩		0	0
繰越活動差額の部	前期繰越活動差額⑫	45,347,412	45,347,412
	当期末繰越活動差額⑬＝⑪＋⑫	45,347,412	45,347,412
	次期繰越活動差額⑭＝⑬	45,347,412	45,347,412